

大和市告示第177号

大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱（平成26年大和市告示第127号）の一部を次のように改正する。

別記第1項第3号の表1の項区分の欄中「児童手当受給者）」を「児童手当受給者）」に、同別記第2項第4号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。